

仕 様 書

1. 事業名

「関西から西遊紀行エリアへの広域周遊促進のための訪日旅客向け観光素材造成及びオンライン流通環境整備事業」

2. 履行期間

契約締結の日～令和4年3月18日（金）

3. 事業の目的

現在、国では訪日外国人旅行者数 2030 年 6000 万人、訪日外国人旅行消費額 2030 年 15 兆円等の目標を掲げ、戦略的に取り組んでいるところであり、テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、訪日外国人旅行者の滞在日数にあわせた広域観光周遊ルートの形成により、訪日外国人旅行者の周遊を促進し、もって地域の活性化を図ることとしている。

そこで、一般社団法人せとうち観光推進機構（以下、せとうち DMO という。）では、コロナ前に訪日外国人観光客が多く比較的感染症の回復が早いと予想される東アジア（台湾・香港・中国等）からの誘客を強化するため、一般社団法人山陰インバウンド機構（以下、山陰 DMO という。）と連携し西遊紀行エリア（瀬戸内・山陰エリア）の半日周遊型商品の造成と観光コンテンツの OTA 等での流通環境整備を実施することで、アフターコロナを見据えた認知度向上及び誘客を促進する。

※西遊紀行エリアとは兵庫県、徳島県を除く瀬戸内エリア（岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県）と山陰エリア（鳥取県、島根県）とする。

4. 活動指針

本事業の目的を実現するために、西遊紀行エリアの魅力が詰まった観光素材の造成、有力 OTA 等と連携した対象市場への西遊紀行エリアの魅力の訴求及び誘客促進ができるよう、対象市場及び西遊紀行エリアの観光業界の状況を十分に把握した上で、西遊紀行エリアの観光振興に資する視点から業務を遂行すること。

また、地元自治体・JR 西日本・JR 四国と連携し、まだ知られていない又はアフターコロナ期に適っている西遊紀行エリアの魅力、及び周遊を促進するための方法などをせとうち DMO と一緒に考え、発見し、現地に伝え、潜在的な旅行者を掘り起こすことで誘客につなげていく。

これに加え、新型コロナ禍の状況を加味した上で業務を遂行すること。

5. 業務内容

上記の活動指針を踏まえ、以下（１）及び（２）の業務を遂行すること。業務実施にあたっては、目標となる活動指標及び成果目標を定め、具体的な効果測定方法を提案し、せとうち DMO の承認の上、実施すること。

（１）基本業務

各市場に即した業務活動計画及び方法を提案し、事前にせとうち DMO と協議の上、決定した

後に遂行すること。活動計画の策定に当たっては、対象市場及び西遊紀行エリアの観光業界の状況を十分に把握した旅行会社や OTA 等を連携先として具体的に示すとともに、年間の活動件数等具体的な活動量やスケジュール等を含めて提案すること。

ア 滞在コンテンツ造成事業「主要駅発着半日周遊タクシー/レンタカープラン造成」

※造成対象エリア：鳥取県・島根県・岡山県・山口県

（ア）新幹線又は特急停車駅を起点としたその地域ならではの魅力あるスポットを巡る二次交通を組み合わせた午前出発のタクシー/レンタカー半日コースを造成し、BtoB 電子チケット発券プラットフォーム「JTRweb」へ登録すること。

※造成コースの本数については、以下の計 6 コース以上を造成すること。

鳥取県内 1 コース、島根県内 1 コース

岡山県内 2 コース、山口県内 2 コース

※造成コースの内容は、対象エリアの地元自治体・JR 西日本と協議の上で決定すること。

※3密を避けるなどソーシャルディスタンスの確保をはじめ、アフターコロナ期に適っているコース内容とすること。

（イ）購入者の豊かな旅を演出する以下の事前学習ツールを作成すること。

①当日ガイドなしでスムーズに周遊できる「観光スポット紹介しおり」PDF を作成し、購入者に対して購入時点で送付するよう「JTRweb」と調整すること。

②スマホ等で訪問スポットのことを学ぶための紹介動画を制作し、いつでも閲覧できるよう web 上に掲載すること。

（ウ）OTA 日本法人スタッフや旅行会社、海外に発信力があるメディアを各コース 10 名モニターツアーに招請し、参加者アンケートの結果から当該コースの販売促進・事前学習ツールをブラッシュアップするとともに、参加者が所属する会社にて旅行商品として販売する体制を準備させること。

※OTA 日本法人スタッフ、旅行会社、海外に発信力があるメディアを各コース 5 社 10 名（計 6 コース、のべ 60 人）招請すること。

※モニターツアーの行程作成および宿泊先の選定等にあたっては、せとうち DMO、山陰 DMO、JR 西日本、JR 四国の 4 者に相談のうえ決定すること。

- ※招請者は、西遊紀行エリアの商品造成、送客意欲のある会社から選定すること。
- ※モニターツアー実施の費用（招請者の本人に対して発生する交通費、宿泊費、その他旅行諸費用、アンケートにかかる費用）についても当事業に含む。
- ※せとうち DMO 職員の同行費（1 名分）についても当事業に含む。

<活動指標（アウトプット）>

- ・ 駅を起点とした周遊観光タクシー/レンタカープラン造成数：6 コース以上（鳥取県・島根県：各県 1 コース以上。岡山県・山口県：各県 2 コース以上）
- ・ 旅行会社モニター招請数：60 人以上

<成果指標（アウトカム）>

- モニターツアー招請 OTA と旅行会社による旅行商品としての販売数：30 商品以上
- ※令和 4 年 3 月までの実績が 0 等、目標を大きく下回った場合は、令和 4 年度において追跡調査ができるようにすること。

イ 旅行商品流通環境整備事業「OTA への西遊紀行エリア特集ページの設置」

※掲載対象エリア：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・香川県・愛媛県

- (ア) 駅からアクセス可能で都会で味わうことのできない地元観光コンテンツ各県 2 施設を BtoB 電子チケット発券プラットフォーム「JTRweb」へ登録すること。

※登録商品は、対象エリアの地元自治体・JR 西日本・JR 四国と協議の上で決定すること。

- (イ) (ア) で登録した観光コンテンツ 14 商品と「ア. 滞在コンテンツ造成事業」で造成する 6 商品の計 20 商品を OTA 3 社で販売開始すること。

※OTA 3 社は KLOOK・KKday・Trip.com を想定するが、最終的には対象エリアの地元自治体・JR 西日本・JR 四国と協議の上で決定すること。

- (ウ) (イ) で販売開始する観光コンテンツを掲載した「西遊紀行エリア特集ページ」を OTA 3 社で設置すること。

<活動指標（アウトプット）>

西遊紀行エリア特集ページを設置した OTA 3 社での「滞在コンテンツ造成事業」で造成する半日周遊型商品と各県 2 つの観光コンテンツ販売数：各社 20 商品以上（計 60 商品以上）を販売

<成果指標（アウトカム）>

- ・ OTA 3 社での販売人数：1200 人以上（※2021 年度下半期。）
- ・ 周遊型訪日外国人向けきっぷと連動した販売実績額：22,680 千円以上（※2021 年度下半期。）

※令和 4 年 3 月までの実績が 0 等、目標を大きく下回った場合は、令和 4 年度において追跡調査ができるようにすること。

(2) 報告業務

年間報告書

(ア) 提出物 事業実施報告書 (A4判) 3部、及び電子データ
データ還元物(しおり PDF、作成動画)

(イ) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構

(ウ) 提出期限 令和4年3月18日(金)

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ・ 事前に監督職員の承認を受けること。
- ・ 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ・ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

(3) その他

ア 当事業に関する業務を円滑かつスピーディーに進めるため、よりシンプルな事業推進体制とすること。

イ せとうち DMO の実施する他の事業の立案・実施に参画し、本事業との連動により、効果の最大化を図るとともに、各市場に即したアドバイス・提案を行うこと。

ウ 定期的に、せとうち DMO、山陰 DMO、JR 西日本、JR 四国の4者を含めた打ち合わせを実施すること。

エ 必要に応じて、せとうち DMO 事務所で打ち合わせを実施すること。なお、感染症拡大の状況に留意し、必要に応じオンライン等の代替手法を用いること。

オ 見積書の作成にあたっては、内訳詳細を確認できる内容の見積書すること(「一式」という記載は不可であり、内訳がわかる記載とすること)。

6. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、せとうち DMO と協議の上、決定する。

また計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で精算することとする。

7. 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権はせとうち DMO に帰属するものとする。また、その処理については せとうち DMO の指示に従うこと。

8. 第三者委託の禁止

(1) 本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし事前に文書によりせとうち DMO と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

(2) 前項の規定にかかわらず、海外旅行業務や通訳業務、印刷業務等については、その

性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書によりせとうちDMOに事前に報告するものとする。

9. 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全てせとうちDMOに帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめせとうちDMOに通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記（1）（2）（3）の規定は、「10. 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

10. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、せとうちDMOと別途協議の上、処理すること。
- (2) せとうちDMOは、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

(一社) せとうち観光推進機構
担当：田原、宮岡
電話：082 - 836 - 3217